

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第3270号)

令和7年11月18日

横 情 審 答 申 第 3270 号  
令 和 7 年 11 月 18 日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 松 村 雅 生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問  
について (答申)

令和6年7月17日総労第8762号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「総労第26706号に該当する職員について児童手当に関わる書類 1 当該職員と、労務課や区局担当者とのメール記録」外1件の一部開示決定及び  
「総労第26706号に該当する職員について児童手当に関わる書類 1 海外在住していない申立書」外2件の不開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「総労第26706号に該当する職員について児童手当に関する書類 1 当該職員と、労務課や区局担当者とのメール記録 2 令和4年度現況届」を特定し一部開示とした決定及び「総労第26706号に該当する職員について児童手当に関する書類 1 海外在住していない申立書 2 児童手当消滅届 3 他局、他自治体及び国への照会文書」を特定し不開示とした決定は妥当ではなく、該当する文書を特定の上、改めて開示、不開示の決定をすべきである。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「令和3年9月1日から令和6年3月15日 令和6年3月13日付総労第26706号による一部開示決定の結果1枚の書類が見つかったが、その職員について児童手当に関する書類。海外在住していない申立書や、労務課や区担当者とのメール記録や電話内容メモなど。現況届など。児童手当消滅届出など。これに関して他局や他自治体、国へ照会している場合その文書。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和6年4月24日付で行った「総労第26706号に該当する職員について児童手当に関する書類 1 当該職員と、労務課や区局担当者とのメール記録 2 令和4年度現況届」（以下「文書1」という。）の一部開示決定（以下「本件処分1」という。）及び「総労第26706号に該当する職員について児童手当に関する書類 1 海外在住していない申立書 2 児童手当消滅届 3 他局、他自治体及び国への照会文書」（以下「文書2」という。文書1及び文書2を総称して、以下「本件審査請求文書」という。）の不開示決定（以下「本件処分2」という。本件処分1及び本件処分2を総称して、以下「本件各処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関が、本件開示請求に対し本件審査請求文書を特定し、本件各処分を行った理由は、次のように要約される。

- (1) 本件開示請求書の「1 開示請求に係る行政文書の名称又は内容」欄で、具体的な児童手当に関する文書名を列挙して請求していることから、それらの文書を請求していると解し、本件審査請求文書を特定した。

- (2) 審査請求人が審査請求書において特定すべきと主張する「児童手当支給事由消滅通知」については、本件開示請求書に記載はなかったが、令和6年5月2日付で開示請求を行っており、令和6年6月17日総労第6410号により一部開示決定をし、交付済みである。

#### 4 審査請求人の本件各処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件各処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 児童手当に関する書類を全て特定して開示するよう求める。
- (2) 横浜市公文書の公開等に関する条例（昭和62年12月横浜市条例第52号）第3条の決まりにもかかわらず、総務局労務課は文書を隠している。
- (3) 「児童手当に関する書類」として開示請求したが、総務局労務課は「児童手当支給事由消滅通知」について特定をせず、当該文書が存在するかどうかすら検索していない。本来ならば、「児童手当支給事由消滅通知」も「児童手当に関する書類」として特定すべきである。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 横浜市職員に対する児童手当に係る事務について

児童手当は、児童手当法（昭和46年法律第73号）及び関連法令に基づき、日本国内に住所を有し、中学校卒業までの児童を養育している等の支給要件に該当する者に対して支給され、その支給を受けるべき事由が消滅したときは、児童手当受給事由消滅届を市町村長等に提出しなければならないこととなっている。

横浜市における児童手当の認定等の事務は、こども青少年局こども家庭課が担当し、横浜市職員（市長部局に所属する職員に限る。以下「職員」という。）に対する児童手当の認定等の事務は、総務局労務課が担当している。

児童手当の受給資格者は、市町村長等に対し、毎年6月1日から同月30日までの間に、その年の6月1日における状況を記入した届出書（以下「現況届」という。）を提出する必要があり、総務局労務課では、毎年、児童手当を受給している職員から現況届の提出を受け、引き続き児童手当を受給する資格があるか審査している。児童手当の支給要件の有無等について疑義が生じた場合は、区局労務主管課担当者を通じ、調査を行う。

##### (2) 本件審査請求文書について

ア 文書1は、令和6年3月13日総労第26706号に係る職員（以下「本件職員」という。）が区局労務担当者に送付した電子メール及び添付資料並びに本件職員が申請した令和4年度現況届である。

イ 文書2は、本件職員が提出した海外在住していない申立書及び児童手当受給事由消滅届並びに本件職員に対する児童手当支給事務に係る他自治体等への照会文書である。

ウ 審査請求人は、本件審査請求文書の不開示部分の開示を求めておらず、対象行政文書の特定の不備を主張しているため、文書特定の妥当性について以下検討する。

### （3）本件審査請求文書の特定の妥当性について

ア 実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

（ア）本件開示請求書の「1 開示請求に係る行政文書の名称又は内容」欄で、具体的な児童手当に関する文書名を列挙して請求していることから、それらの文書の開示を求めていると解し、本件審査請求文書を特定した。

（イ）本件職員の児童手当支給事由については、職権で消滅処理を行ったため、本件職員から児童手当受給事由消滅届は提出されておらず、海外在住していない申立書も提出されていないことから、保有していない。

（ウ）本件職員に対する児童手当支給事務において、他局、他自治体及び国に照会する必要がある事項はなかったことから照会は行っていないため、照会文書は保有していない。

（エ）本件審査請求文書以外にも、別表のとおり、令和3年9月1日から令和6年3月15日までに作成・取得された本件職員に係る児童手当に関する行政文書が存在する。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

（ア）実施機関は、本件開示請求書の「1 開示請求に係る行政文書の名称又は内容」欄で、具体的な児童手当に関する文書名を列挙して請求していることから、それらの文書の開示を求めていると解している。

このうち文書2を保有していないという上記ア（イ）及び（ウ）の主張に不自然・不合理な点は認められない。

しかし、審査請求人は当該欄に「海外在住していない申立書や、労務課や区担当者とのメール記録や電話内容メモなど。現況届など。児童手当消滅届出な

ど。」と記載しているのであるから、具体的に記載されている文書名は例示であり、令和3年9月1日から令和6年3月15日までに作成・取得された本件職員に係る児童手当に関する全ての行政文書について開示を求めていると解するのが相当である。

- (1) 当審査会が確認したところ、別表に掲げる行政文書は全て令和3年9月1日から令和6年3月15日までに作成・取得された本件職員に係る児童手当に関する文書であると認められる。実施機関は、本件職員に係る児童手当に関する全ての書類について別途一部開示決定を行っている旨主張するが、別途の開示請求に対して別途開示決定をしたことをもって、本件各処分において特定しなかつたことが妥当となるものではなく、当該行政文書を対象行政文書として特定すべきである。
- (4) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。
- (5) 結論

以上のとおり、実施機関が文書1を特定し一部開示とした決定及び文書2を特定し不開示とした決定は妥当ではなく、該当する文書を特定の上、改めて開示、不開示の決定をすべきである。

(第五部会)

委員 久末弥生、委員 萩野寛雄、委員 吉田仁美

別表

1	令和3年度現況届（添付文書含む）
2	児童手当（特例給付）額改定通知書
3	児童手当（特例給付）支給事由消滅通知書
4	システム保有文書（児童手当更新画面）
5	システム保有文書（児童手当受給者台帳更新画面）
6	システム保有文書（児童手当認定記録画面）
7	システム保有文書（児童手当所得状況確認画面）
8	システム保有文書（児童手当支給記録画面）

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 6 年 7 月 17 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 7 年 9 月 30 日 (第15回第五部会)	・ 審議
令 和 7 年 10 月 28 日 (第16回第五部会)	・ 審議